

2013 年 5 月 21 日

みずほコーポレート銀行（中国）有限公司

中国アドバイザー一部

—外商投資政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 266 号 ）

国家発展改革委員会・商務部、 内陸地域の外資誘致産業目録を改訂 サービス業の奨励項目が増加

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家発展改革委員会と商務部は、2013 年 5 月 9 日付で『中西部地域外商投資優勢産業目録（2013 年改訂）』（国家発展改革委員会・商務部令 2013 年第 1 号、以下『産業目録』という）を公布しました。約 5 年ぶりのリスト改訂で、サービス業関連の奨励項目数が増加したほか、対象とする省級行政区に海南省が追加されています。

□ 省別に奨励業種を列挙

『産業目録』は、内陸地域への産業移転を後押しするため、外商投資の参入を奨励する業種を省別にリストアップしたものです。2002 年 2 月に公布された『外商投資方向指導規定』（国务院令第 346 号、以下『規定』という）は、『外商投資産業指導目録』および『中西部地域外商投資優勢産業目録』は、外商投資プロジェクトおよび外商投資企業の審査・批准を指導し関連政策を適用する依拠である」（第 3 条）と規定しており、『産業目録』が中国の外資政策において『外商投資産業指導目録』（国家発展改革委員会・商務部令 2011 年第 12 号、以下『指導目録』という）に並ぶ重要規定と位置付けられていることが分かります。

「中西部」と銘打っている『産業目録』ですが、遼寧省などの東北地域や広西チワン族自治区などの華南地域を含む 22 の省・直轄市・自治区がその対象地域となっています。

『規定』は「中西部地域の優勢を確実に発揮させることができる許可類および制限類の外商投資プロジェクトは、条件を適度に緩和することができる。このうち、『中西部地域外商投資優勢産業目録』に組み入れられた場合、奨励類外商投資プロジェクトの優遇政策を享受することができる」（第 11 条）と明記しており、内陸地域の経済

『産業目録』が対象とする地域

山西省、内モンゴル自治区、遼寧省、吉林省、黒龍江省、安徽省、江西省、河南省、湖北省、湖南省、広西チワン族自治区、重慶市、四川省、貴州省、雲南省、チベット自治区、陝西省、甘肅省、寧夏回族自治区、青海省、新疆ウイグル自治区、海南省

発展に貢献できる産業について、『指導目録』で奨励類とされていない業種でも奨励類と同様の扱いにできるようになっています。

□ 全 500 項目のうち新規追加は 173 項目

今回改訂された『産業目録』には計 500 項目が列挙されており、このうち新たに追加されたのは 173 項目になります。2011 年に改訂された『指導目録』において奨励類から外れた「自動車完成車の製造（外資比率 50% 以下）」は、『産業目録』において四川省や重慶市などの西部各省で奨励業種に指定されました。

改訂版の特徴は、サービス業の項目が増加していることです。例えば、山西省では「クラウドコンピューティング、モノのインターネット、モバイルインターネット等の次世代情報技術の開発、応用」が、黒龍江省や吉林省などでは「アニメ・漫画の創作・製作（ラジオ・映画・テレビのアニメ・映画製作業務は合作に限る）および派生商品の開発」が、陝西省では「一般商品の卸売、小売（『外商投資産業指導目録』の制限類、禁止類に列挙されたものを除く）」が追加されています。

また、今回の改訂により、海南省が対象地域に加わりました。海南省で奨励される産業には、「飲料用天然ミネラルウォーターの生産（中国側持分支配）」「深水海洋プロジェクト設備の製造」「ゴルフ用具の製造」「観光農業、余暇農業の開発および経営ならびにその付属施設の建設」など 22 業種があります。

＊

『産業目録』は、2013 年 6 月 10 日より施行されます。『産業目録』の公告部分については、3 ページの日本語仮訳および 4 ページの中国語原文をご参照ください。なお、『産業目録』の本文は、国家発展改革委員会の公式サイトよりダウンロードできます。

中华人民共和国国家发展和改革委员会 中华人民共和国商务部 令 第 1 号

http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2013/ling/t20130516_541505.htm

《中西部地区外商投资优势产业目录（2013 年修订）》

<http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2013/ling/W020130516388520815145.pdf>

【みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

(日本語仮訳)

国家発展改革委員会

商務部

令

第 1 号

『中西部地区外商投資優勢産業目録（2013 年改訂）』は、国務院が批准した。ここに公布し、2013 年 6 月 10 日より施行する。2008 年 12 月 23 日に国家発展改革委員会、商務部が公布した『中西部地区外商投資優勢産業目録（2008 年改訂）』（国家発展改革委員会・商務部令 2008 年第 4 号）は同時に廃止する。

『外商投資方向指導規定』（国務院令 2002 年第 346 号）の規定に基づき、本目録に属する外商投資プロジェクトは、奨励類外商投資プロジェクトの優遇政策を享受する。本目録の規定に合致する外商投資の進行プロジェクトは、本目録の関連政策に基づき執行することができる。

国家発展改革委员会主任：徐紹史

商務部部长：高虎城

2013 年 5 月 9 日

(中国語原文)

**国家发展和改革委员会
商务部
令
第 1 号**

《中西部地区外商投资优势产业目录（2013 年修订）》已经国务院批准，现予以发布，自 2013 年 6 月 10 日起施行。2008 年 12 月 23 日国家发展和改革委员会、商务部发布的《中西部地区外商投资优势产业目录（2008 年修订）》（国家发展和改革委员会、商务部令 2008 年第 4 号）同时废止。

根据《指导外商投资方向规定》（国务院令 2002 年第 346 号）的规定，属于本目录的外商投资项目，享受鼓励类外商投资项目优惠政策。符合本目录规定的外商投资在建项目，可按照本目录的有关政策执行。

国家发展和改革委员会主任：徐绍史

商 务 部 部 长：高虎城

2013 年 5 月 9 日